兵庫	神戸山手大学	神戸市中央区中山手通六丁目五番二号
奈良	奈良県立大学	奈良市船橋町一〇番地
和歌山	和歌山県勤労福祉会館　プラザホープ	和歌山市北出島一丁目五番四七号
鳥取	鳥取県立生涯学習センター　県民ふれあい会館	鳥取市扇町二一番地
島根	島根県職員会館	松江市内中原町五二番地
岡山	岡山県立烏城高等学校	岡山市北区伊島町三丁目一番一号
広島	広島県情報プラザ	広島市中区千田町三丁目七番四七号
山口	防府市文化福祉会館	防府市緑町一丁目九番二号
徳島	徳島県ＪＡ会館別館	徳島市北佐古一番町五番一二号
香川	ホテルルポール讃岐	高松市中野町二三番二三号
愛媛	公立学校共済組合道後宿泊所にぎたつ会館	松山市道後姫塚一一八番地二
高知	高知県立ふくし交流プラザ	高知市朝倉戊三七五番地一
福岡	福岡県立博多青松高等学校	福岡市博多区千代一丁目二番二一号
佐賀	九州国際情報ビジネス専門学校	佐賀市神野東一丁目九番三二号
長崎	長崎市民生活プラザホール　メルカつきまちホール	長崎市築町三番一八号
熊本	くまもと県民交流館　パレア	熊本市手取本町八番九号
大分	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一
宮崎	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号

三　出願の期限

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

第一回

平成二十三年四月二十八日から同年五月十八日まで。

第二回

平成二十三年九月五日から同年九月二十日まで。

また、受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三）。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○厚生労働省告示第五十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の三の項の第三欄第二号イの規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域（平成十六年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

「ノルウェー」の下に「（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を加える。

○農林水産省告示第六百九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十五の規定に基づき、平成十一年四月十五日農林水産省告示第五百八十一号（コロンビア共和国産イエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「あつて」を「あって」に、「コロンビア共和国植物防疫機関」を「コロンビア植物防疫機関」に改める。

三の㈠中「コロンビア共和国植物防疫機関」を「コロンビア植物防疫機関」に改める。

四中「四十六度」を「摂氏四十六度」に改める。

五中「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。

六の㈠中「生果実」を「消毒された生果実」に改め、同㈢中「コロンビア共和国植物防疫機関」を「コロンビア植物防疫機関」に改める。

七中「こん包又は」を「各こん包又は」に、「の表示がなされており、かつ、そのこん包には」を「及び」に改める。

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町有間野字東ヶ廣二四七八の三、二四八五、二四八八の一、二四九一、二四九五、二四九五の一、二五一一の一、二五一二の一、二五一三、二五一四、二五一八、二五一八の一、二五二八、二五三一の一、二五三二、二五三三、二五三六、二五三七、二五三七の二、二五三七の三、二五三八、字切石二五四三の一、二五四四、二五四五、二五四五の一、二五四八、二五四八の一、二五四九から二五五一まで、二五五二の一、二五五四の一、二五五九、二五六三、二五六六、二五六七の一、二五六八、二五七一、二五七三の一、字東ヶ廣二四八六・二四八七・二四八九・二四九二の一・二四九三・字切石二五六一・二五六六の一・二五七二・二五七二の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野上字西渡瀬二二〇、字取田原四四八、四四九の一、字叶木四五〇から四五四まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西渡瀬二二〇・字取田原四四九の一・字叶木四五〇から四五四まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　山口県岩国市美和町阿賀字上の山一五七六、一五七九、一五八二の一、一五八二の二、一五八三から一五九〇まで、一五九五、字西川二〇三一、二〇三六、二〇三八の一、字中屋二一四九

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上の山一五八五・一五八六・一五九〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字西川二〇三一、二〇三六・二〇三八の一・字中屋二一四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）